

DV 防止法の改正や被害者支援 に関する提言を盛り込んだ報告書 が提出されました。



令和4年10月12日、DV 防止法の改正に向けて、内閣府の「女性に対する暴力に関する専門調査会」のワーキンググループ(以下、WG)は上記の報告書をとりまとめ、男女共同参画担当相に提出しました。

DV 防止法の現状

令和3年版男女共同参画白書によれば、日本では、 4人に1人の女性が DV の被害にあっています。コロナ禍で、令和2年度の配偶者暴力相談支援センターと同年度から始まった内閣府の DV 相談プラスへの相談件数は190,030件、警察への相談件数は82,643件で増加傾向にあります。一方で、DV 防止法による被害者を保護するための裁判所の保護命令は、過去最低の1,465件(令和3年版男女共同参画白書より)の発令に留まりました。なぜこれだけ少ないのかといえば、日本では、諸外国と違って、保護命令は身体的暴力の限られたケースや、生命、身体に重大な危害を受けるおそれが大きい事情でしか認められていないからです。

また、交際相手からの暴力は同居の事実が認められなければ保護命令の対象にならず、同性カップル間の DV に苦しむ人の救済も難しいのが現状です。

日本では救われない被害者が、まだまだたくさんいます。

より良い DV 防止法改正をめざして

このたびのWGからの提言書には、

- ①身体的な暴力だけでなく、精神的暴力も保護命令の対象にする。
- ②保護命令の禁止行為にSNSでの付きまといや衛星利用測位システム(GPS)による被害者の位置把握などを追加する。
- ③保護命令違反の懲役刑を「1年以下」から「2年 以下」に厳罰化する。
- ④接近禁止命令の期間を「6ヶ月」から「1年」に 延長する。

などの内容が盛り込まれ、政府は今後法改正に向けた検討を進める方針とのことです。

暴力のない社会をめざして

DV は「パートナーに対する優越感」に基づく「支配」が本質であり、暴力は支配のための手段・道具に過ぎません。加害者は、精神的・性的・経済的暴力で支配できるなら、身体的暴力は振るわないのです。毎年、11月12日~25日は女性に対する暴力撤廃週間です。このような週間を設けなくてもすむ暴力のない社会を心から願います。

必要な人へ 生理用品を無償配布しています



内閣府の「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の報告書(令和3年4月28日公表)によると、新型コロナウイルス感染症の拡大は、DV 相談件数の増加や雇用状況等経済面の悪化、自殺者増加などを引き起こしていることがわかっています。コロナの長引く影響により、社会的に弱い立場にある女性をさらなる困難に追い込む状況は、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

●生理用品の配布から必要な支援へつなぐ

久留米市は、様々な困難を抱える方に生理用品を無償で提供するとともに、今まで相談することができなかった方を、必要に応じた支援につなぐことで孤立や孤独を防止し、さらに困難な状態に陥ることを未然に防ぐことを目的として、生理用品配布事業を実施しています。

生理用品は、受け取りの際に相談できるように、男女平等推進センター等の相談窓口や、保健師のいる各保健センターで配布をしています。また、その場で相談できない方のために、各相談窓口一覧のチラシを同封しています。

生理用品配布をきっかけとして、困難な状況にいる方を必要に応じた支援につなげていくことが重要です。

●配布情報

配布場所など、詳しくは下記のQRコードからご覧ください。



※生理用品がすでに終了している窓口があります。

令和5年1月に、再度配布する予定です。

【問合わせ】 男女平等政策課

電話:0942-30-9044 FAX:0942-30-9703

